

広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）  
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業 職域接種促進のための  
支援事業 実施要綱

（通則）

第1条 知事は、新型コロナウイルスワクチンの職域接種（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）について、その接種を促進させるため、職域接種促進のための支援事業を実施し、予算の範囲内において補助金を支出するものとし、その交付に関しては「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）、「広島県補助金等交付規則」（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）「広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱」（以下「県交付要綱」という。）に規定するもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、中小企業や大学等が行う職域接種を支援することで、県民等への新型コロナウイルスワクチンの接種を促進することを目的とする。

（補助の対象）

第3条 この補助金の対象は、次の第1号又は第2号に掲げるとおりとする。

（1）令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、第4条に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等。以下次号において同じ。）と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費に対して補助する。

なお、この補助事業における対象経費は、令和3年11月30日までに接種会場の設置、運営に要した費用に限る。

（2）令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち前号で示した実施形態及び第4条に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費と同等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費に対して補助する。

(補助対象者)

第4条 次の第1号又は第2号に該当する職域接種を実施する団体等の代表者のうち知事が  
適当と認める者とする。

(1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小  
企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成さ  
れる団体を事務局として共同実施するもの（以下「中小企業等への支援」という。）

(2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で  
所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの（以下「大  
学等への支援」という。）

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の対象経費は、別表に定めるものとし、その交付額は、別に定める様式第  
2号経費所要額精算書において算出した額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000  
円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請兼実績報告書の提出)

第6条 県交付要綱第4条及び第9条に規定する補助金の申請及び実績報告は、別に定める様  
式第1号交付申請書兼事業実績報告書に關係書類を添えて、別に定める期日までに知事に  
提出するものとする。

(職域接種共同実施主体一覧表の提出)

第7条 「中小企業等への支援」については、複数の企業で構成される団体を事務局として共  
同実施したことを証明するため、別に定める様式第3号職域接種共同実施主体一覧表を提  
出するものとする。

(地域貢献の認定を証する書面の提出)

第8条 「大学等への支援」については、文部科学省が認定する地域貢献の基準の要件を満た  
し、地域貢献の認定を証する書面を提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、この補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、すみやかにその決定内容  
及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付申請兼実績報告をした者に通  
知するものとする。

(検査)

第10条 知事は、この補助金を交付した事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料  
の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の適正な執

行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附則

この要綱は、令和3年10月26日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和4年3月28日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
[第3条第1号の規定による 職域接種] 1,000円×職域接種会場にお ける総接種回数  [第3条第2号の規定による 職域接種] 1,500円×職域接種会場にお ける総接種回数  ※いずれも予診のみの回数 は含めない。	職域接種会場の設置、運営に係る経費 のうち、国が都道府県による大規模接 種会場の設置等に対して行う支援（賃 金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費 （消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱 水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信 運搬費、手数料、保険料）、委託料、使 用料及び賃借料、備品購入費、補助及び 交付金）と同等の経費の実支出額	10/10